



よくある質問 Q & A



Q.1 紙の予診票で受診することはできなくなるのですか？

A.1 紙の予診票でも受診可能です。その際はこども家庭センターまでご連絡ください。ただし、国は令和8年度をめぐりに、予防接種のデジタル化を進めていく方針となっています。



Q.3 母子健康手帳は必要ですか？

A.3 母子健康手帳は必要です。デジタル予診票を利用して接種する場合でも、母子健康手帳へ接種歴を記載しますので、必ず持参してください。

Q.2 デジタル予診票に対応していない医療機関で受診する場合、どうすればいいですか？

A.2 紙の予診票で受診してください。ご連絡いただければ、予診票と名前シールをお渡ししますのでそちらを使用してください。



Q.4 送られてきた二次元バーコードを紛失した場合は、どうしたらいいですか？

A.4 再発行しますので、こども家庭センター母子保健係に事前にご連絡のうえお越しください。



Q.5 アプリは無料で利用できますか？

A.5 アカウント登録は無料ですが、通信料金はご自身の負担になります。



Q.6 兄弟、姉妹が利用するときはどうしたらいいですか？

A.6 ご利用の前に二次元バーコードを発行させていただく必要がありますので、こども家庭センター母子保健係に事前にご連絡のうえお越しください。



Q.7 複数のアカウントで、デジタル予診票を利用できますか？

A.7 子ども一人に対してはひとつのアカウントでご利用ください。ログインは複数の端末でできます。

Q.8 アカウント登録していない保護者が接種当日同伴するつもりですがどうすればいいですか？

A.8 ログインは複数の端末でできますので、二次元バーコードを入力し、登録された方のアカウントでログインしてご利用ください。また、紙の予診票でも接種できます。

Q.9 住所や氏名が変わった場合どうしたらいいですか？

A.9 ご自分で登録内容を変更していただけますので、変更をお願いします。

(岩出市内の住所変更に限ります)

転出された場合は利用できません。



Q.10 デジタル予診票を使って受診し、見合わせになったときはどうしたらいいですか？

A.10 医療機関が予診票を差し戻ししてくれますので、再度入力してご使用いただけます。

※国は令和8年度をめぐりに、予防接種のデジタル化を進めていく方針となっています。

